

県立学校の保護者や地域の皆様へ

福岡県教育委員会



教職員が心身のゆとりを持ち、「子どもと向き合う時間」を確保できるよう『教職員の働き方改革』に御理解・御協力をお願いします。

「教職員の働き方改革」を実現することが、教職員が自らの意欲と能力を最大限発揮し、健康でやりがいを持って働くこと、また、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保することにつながります。

教職員の超過勤務が深刻化しています！

平成29年6月から12月に県立学校8校で実施した調査結果によると、約4人に1人の先生が、月80時間以上の超過勤務を行っています。このままでは、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保できない状況になりかねません。



県では、教育の質の確保、業務の効率化を図りつつ、**次の取組を全県立学校で推進します。**

保護者の皆様におかれましては、御理解・御協力をお願いします。

『定時退校日』

- ・毎週1回の定時退校日を実施します。

『学校閉庁時刻』

- ・学校閉庁時刻（例：20時）を設けます。（時刻は学校により異なります。）

『学校閉庁日』

- ・夏季及び冬季休業期間中に、3日以上为学校閉庁日を設定します。

『部活動休養日』

- ・原則として、週当たり2日以上部活動休養日などを設けます。

※ 上記取組の詳細については各学校が定めます。

福岡県立筑紫中央高等学校(全日制)の取組

福岡県立筑紫中央高等学校 校長・PTA会長

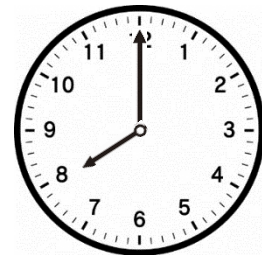


『定時退校日』

- 1 原則、毎週火曜日に実施します。
(放課後課外もありません。)
- 2 『定時退校日』は、特段の事情がない限り、定時(17時)を目安に職員が退校します。
- 3 17時以降は学校に電話をしても、対応できません。

『学校閉庁時刻』

- 1 年間を通して、『学校閉庁時刻』は20時です。
- 2 やむを得ず時間外に業務を行う場合でも、20時を目安に業務を終え、学校を閉庁します。



『学校閉庁日』

- 1 年間最低3日(平日)を目安に設定します。
- 2 令和3年度は、8/10(火)~13(金)、12/28(火)です。
- 3 原則、部活動も実施されません。



『部活動休養日』

- 1 原則、週当たり2日以上(年平均)設けます。
- 2 年末・年始、レビューテスト前、オフシーズン等に多く設定して、年間を通じて週当たり2日以上(年平均)になるよう調整します。
- 3 週当たり土曜日または日曜日に1日以上設けます。
(土・日の大会参加等があった場合、他の日を休養日にします。)
- 4 十分な休養をとることができるとともに、生徒が部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けます。